

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

対象者のうち、PCR検査を希望する方の費用を一部助成します

検査

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するために、高齢者や基礎疾患で治療を受けている方を対象に、本人希望による検査費用の一部を原則1人1回、市が助成します。

【対象者】

日立市民で、次の①②のどちらかに該当する無症状の方で、検査を希望するかた

① 65歳以上の方

*昭和31年3月31日以前に生まれた方

② 64歳以下の基礎疾患がある方

■慢性閉塞性肺疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患などで受診している方

■肥満（BMIが30以上）の方

*BMI = 体重kg ÷ (身長m × 身長m)

【検査方法】

だ液によるPCR検査（自宅で採取しただ液（検体）を提出します。詳細は予約後に通知します。

【自己負担金】

3,000円

*検査当日にお支払いとなります。生活保護を受給している方は無料（予約の際にお申し出ください）。

【3月の検査日・予約受付日】

検査日 (午前9時～正午)	予約受付日 (午前9時～午後5時)
3月1日(月)	2月22日(月)
3月3日(水)	2月24日(水)
3月8日(月)	3月1日(月)
3月10日(水)	3月3日(水)
3月15日(月)	3月8日(月)
3月17日(水)	3月10日(水)
3月22日(月)	3月15日(月)
3月24日(水)	3月17日(水)
3月29日(月)	3月22日(月)
3月31日(水)	3月24日(水)

*各日定員50人程度。定員に満たない場合は、予約受付日の翌日以降も受け付けます。

【申し込み】

予約受付日に電話で、健康づくり推進課
TEL 21-3300 IP 050-5528-5180へ

新型コロナウイルスの感染が全国各地で広がっています

引き続き、感染対策を徹底しましょう

- こまめに手を洗う
- マスクを着用する
- 室内の定期的な換気をする
- 湿度に注意する（湿度40%以上が目安）
- 3密を避ける（密集、密接、密閉）
- 日頃から免疫力を高める生活をする（バランスのよい食事、十分な睡眠、適度な運動など）



気をつけましょう！

感染リスクが高まる
「5つの場面」

狭い空間での共同生活

大人数や長時間におよぶ飲食

マスクなしでの会話

飲酒を伴う懇親会など

居場所の切り替わり

マスクを着けられない方へのご理解をお願いします

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出時や会話をするときはマスクを着用することが新しい生活様式の1つとされています。

しかし、発達の障害や感覚過敏、皮膚炎、呼吸器の病気などの理由から、マスクを着けられない方がいます。周囲の方々には、そういった方の特性や事情にご理解をいただきますようお願いいたします。



移住 促進

テレワークをきっかけに県外から日立市に移住する方への新制度
県外に住む日立市出身者のUターンを促進します。
ひたちテレワーク移住促進助成事業

申請は3月15日(月)まで

*事前に地域創生推進課に相談してから申請してください。

対象

- 令和2年10月1日以降に日立市に転入した40歳未満の方で、県外の企業を勤務場所としながら市内でテレワークを行うかた
- 令和2年10月1日以降に日立市に転入した40歳未満のフリーランスの方で、県外の企業などから継続して受注しながら市内でテレワークを行うかた

助成内容

助成内容	助成額	主な要件
住宅を取得した場合	最大 151万5千円	10月1日以降に市内で住宅取得等(*1)を行うこと
住宅を借借した場合	最大 101万5千円	10月1日以降に賃貸住宅の契約を締結すること
実家にUターンした場合	最大 40万円	-

*1：新築、購入、増築、改築（建て替え）対象。相続や贈与による取得や内外装のリフォームは対象外。

*詳細は市のホームページをご覧ください。

市内金融機関とのテレワーク移住者のための住宅ローン優遇措置に関する連携確認書の調印式を行いました

12月22日、市と市内の8つの金融機関（常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、常陸農業協同組合、日立市多賀農業協同組合）は、住宅を取得しようとする「ひたちテレワーク移住促進助成事業」が適用される移住者の経済的負担を軽減し、市内への転入・定住を促進するため、「テレワーク移住者のための住宅ローン優遇措置に関する連携確認書」の調印式を行いました。

金融機関の住宅ローンの店頭金利から、各金融機関がそれぞれ定めた利率が引き下げられます。

*優遇措置は左記の対象の方が適用となります。詳細は、市内の各金融機関にお問い合わせください。

問合せ 地域創生推進課 内線 448

定住 促進

ご活用ください！

住宅取得等に関する助成金

申請は3月15日(月)まで

*申し込み方法や、制度の詳細については、市のホームページをご覧ください。

市では、子育て世帯・若年夫婦世帯(*)の住宅取得等に関する助成を行っています。

*子育て世帯=中学生以下の子を養育している世帯、若年夫婦世帯=夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

住宅取得・賃借に関する助成(子育て世帯など) *各種加算があります。

助成名称	助成額	主な要件
ひたち子育て応援マイホーム取得助成	最大 51万5千円	■子育て世帯であること ■平成31年4月1日以降に市内で住宅取得等(*1)の契約を締結すること ■令和3年3月31日までに建物の所有権保存(移転)登記及び住民登録が完了すること
山側住宅団地(*2)住み替え促進マイホーム取得助成	最大 101万5千円	■子育て世帯または若年夫婦世帯であること ■平成31年4月1日以降に山側住宅団地で住宅取得等(*1)の契約を締結すること ■令和3年3月31日までに建物の所有権保存(移転)登記及び住民登録が完了すること
山側住宅団地住み替え促進家賃助成	最大 34万円	■子育て世帯または若年夫婦世帯であること ■平成31年4月1日以降に山側住宅団地で戸建住宅を賃借し、住民登録をして1年以上居住すること

*1：新築、購入、増築、改築（建て替え）対象。相続や贈与による取得や内外装のリフォームは対象外。

*2：高鈴台、山の神、青葉台、堂平、平和台、小咲台、中丸、塙山、金沢、台原、根道ヶ丘、みかの原

問合せ 都市政策課住政策推進室 内線 436

新型コロナウイルス感染症に関する
緊急総合相談窓口

とき 平日：午前8時30分～午後5時15分
土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

新型コロナウイルス感染症に関してお困りの方からの相談を受け付けています。

ところ 日立市役所1階… IP 050-5528-5027
多賀市民プラザ1階… IP 050-5528-5197